

(公印省略)

情報審第1101号
令和3年5月27日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁（内閣総理大臣）から提出された理由説明書の写しを送付いたします。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めましたので、通知します。

記

1 濟問事件

諮問番号：令和3年（行情）諮問第176号

事 件 名：特定裁判官の履歴書の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限 令和3年6月18日（金）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき閲覧に供することができますので、その適否についてのあなたの考え方を、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを交付することとしますので、ご了承願います。

総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎5階
電 話 03-5501-2878
FAX 03-3502-0165

(別 紙)

令和3年(行情) 諮問第176号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問庁の閲覧に供することは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。
(適当ではない理由)



理由説明書

令和3年2月1日付けで受け付けた、内閣総務官（以下「処分庁」という。）による行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第5条第1号の規定に基づく部分開示決定処分（令和2年11月17日付け閣総人第587号）（以下「原処分」という。）に対する審査請求については、以下の理由により、原処分維持が適当であると考える。

記

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「渡部勇次外32名を判事兼簡易裁判所判事等に任命した閣議書（令和2年8月25日付）」との行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁において、当該請求に係る文書について原処分を行ったところ、審査請求人より本件部分開示決定を取り消すとの決定を求める審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁は、閣議書（令和2年8月25日付け内閣人第97号）中、履歴書は、その氏名欄に裁判官の氏名が記載され、その他の欄には当該裁判官の経歴等が具体的に記載されていることから、これらの情報は、全体として法第5条第1号の個人識別情報に該当するが、裁判官の氏名は官報等により公にされ、また、生年月日及び履歴事項に記載された職歴のうち、開示した部分については、最高裁判所において公にすることが予定されている情報であり、法第5条第1号ただし書イに該当することから開示し、その他の情報については、一般的な公表慣行はなく、現に公表していないことから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当しないものとして、不開示とする原処分を行ったものである。

なお、答申書（平成28年度（行情）答申第87号）において、同様処分を妥当とする答申を得ている。

したがって、原処分は、妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分について、裁判所職員として採用された後の略歴は、公務員としての職務の遂行に係る情報であり、指定職俸給表2号俸及び3号俸並びに簡易裁判所判事4号俸以上が適用される役職経験のある人の最終学歴は、行政機関の指定職職員と同様に不開示情報に当たらない旨の主張をしている。

しかしながら、当該不開示部分に記載された裁判所職員として採用された後の略歴は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とみるべき事情が認められず、また、当該裁判官の具体的な職務遂行の内容に直接結び付く情報ともいえないことから、法第5条第1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。加えて、「定職俸給表2号俸及び3号俸並びに簡易裁判所判事4号俸以上が適用される役職経験のある人の最終学歴は、行政機関の指定職職員と同様に不開示情報に当たらない」とする審査請求人の主張は根拠がなく、認められない。

4 結語

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、処分庁における原処分は適法に行われていることから、原処分は維持されるべきである。